

第 36 回あま市新型コロナウイルス感染症対策本部会議録（要旨）

日 時 令和 5 年 4 月 2 5 日（火）
午後 3 時 0 0 分～午後 3 時 3 0 分
場 所 すみれの里 2 階 集会室

1 議 題

（1） 新型コロナウイルス感染症の感染症法上位置付け変更後の基本的な考え方について

資料

【あま市新型コロナウイルス感染症対策本部について】

○令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が、五類感染症に位置付けが変更されることに伴い、国の新型コロナウイルス感染症対策本部及び愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止されることとなる。

これに伴い、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部についても廃止する。

○対策本部の廃止に伴い、現在、新型コロナウイルス感染症が職場内または施設利用者に発生した場合に使用しているフローチャート及び様式についても廃止する。

【感染対策の現状】

○基本的感染対策については、基本的対処方針の中で、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施をこれまでは求めてきている。

○現在では、施設入口での検温や手指消毒、窓口でのパーティションの設置を行っている。

【今後の方針】

○新型コロナウイルス感染症の五類移行により、「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、今後は、「個人の選択を尊重し、市民の自主的な取組をベースとしたもの」に変わる。

○日常における基本的感染対策について、次の観点を踏まえた対応に転換する。

- 主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることを基本とする。
- 個人や事業者は自主的に感染対策に取り組む。

【考え方】

○基本的感染対策について、国からの情報提供に基づき、個人や事業者が自主的に判断して実施する。

• 基本的感染対策の見直し

マスクの着用→個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。

手指衛生・換気→新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策としては引き続き有効。

三つの密の回避→流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い

場所や、不特定多数の人が集まる場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効。

○本市において

- 入口での検温→入場時における一律の検温を求めることはしないが、当面は、入口に非接触型体温計を設置する。
- 入口での消毒液の設置→入場時における一律の手指消毒を求めることはしないが、当面は、入口に消毒液を設置する。
- 窓口等のパーテーションの設置→当面は、窓口等に設置する。ただし、会議等においては、設置せず、十分な換気を行う。

【感染症法上の位置付け変更後の療養等について】

○五類移行後に新型コロナウイルスに感染した場合、外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられる。

- 外出を控えることが推奨される期間

発症日を0日目として、5日間は外出を控える

5日目に症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること

- 周囲の方への配慮

10日間は経過するまでは、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者との接触は控えたりする。

○五類への移行後、「濃厚接触者」として特定されることはなく、法律に基づく外出自粛は求められない。

【病原性が大きく異なる変異株が生じた場合の対応】

○五類移行後に、病原性が異なる変異株が出現した場合、直ちに必要な対応を講じる必要がある。

- 感染症法上の入院勧告等の各種措置が必要であると認められれば、感染症法上の「指定感染症」に位置付けられ、一時的に対策が強化される。
- 急速なまん延の恐れがあると認められる場合には、対策本部を設置し、必要な感染対策を講じることとなる。